

## 栃木県作業療法士会 緊急時対応マニュアル

### 1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、県内外で大規模災害等、緊急を要する事象が発生した際に被害状況の把握と必要な支援活動等が迅速かつ効果的に行えるよう、速やかな初動体制づくりを図るための手引きを示すものである。

### 2. 本マニュアルの適応範囲

- (1) 大規模或いは広範囲にわたる災害により当県士会員への甚大な被害が予測される場合または被災住民への支援の必要性が予測される場合。
- (2) 大規模或いは広範囲にわたる災害により、当県士会以外の都道府県士会活動に甚大な支障が予測される場合。

### 3. 緊急対策の基本方針

情報の一元化と迅速な意思決定及び行動ができる体制を整備し、被災会員及び被災会員の所属施設への支援並びに被災地の住民への必要な支援活動を実施する。

### 4. 緊急対策本部の組織・体制（緊急対策本部組織体制図 参照）

- (1) 緊急対策本部は、本部長、副本部長、本部事務局長の本部三役、庶務、財務を担う事務局、情報収集を担う責任者、支援活動の調整を担う責任者により組織する。
- (2) 本部三役は、会長が本部長を、副会長が副本部長を、事務局長が本部事務局長を担う。なお、本部長として会長が対応困難な場合は副会長が任務を代理する。副会長、事務局長がそれぞれの任務に対応困難な場合は、本部長が別に選任する。
- (3) 緊急対策本部の設置場所は被害状況に応じて本部三役の協議により決定する。
- (4) 本部事務局長は、本部長及び副本部長と協議の上、緊急対策本部の庶務及び財務の実務を担う責任者を選任する。
- (5) 情報収集を担う責任者（情報収集責任者）は各ブロック災害対策委員が担う。なお、各ブロック災害対策委員は被災状況に応じて隣接するブロック災害対策委員を補佐する。
- (6) 支援活動の調整を担う責任者（各ブロック災害対策委員）は本部三役の協議により本部長が選任する。

## 5. 緊急対策本部の役割

### (1) 緊急対策本部三役

- ①緊急対策本部の設置と解散に関する事。
- ②支援活動に必要となる担当部局の責任者の選任に関する事。
- ③被害状況に関する情報収集並びに各ブロック災害対策委員を通じた会員の安否確認に関する事。
- ④被災会員及びその所属施設並びに被災地の住民への支援方策の決定に関する事。
- ⑤協会、都道府県士会、自治体、その他団体との連携、情報収集に関する事。
- ⑥被災者支援活動に従事可能なボランティア会員の参集と組織化に関する事。
- ⑦財務に関する事。
- ⑧その他、緊急時対応に係る意思決定に関する事。

### (2) 緊急対策本部事務局

- ①会議資料の作成に関する事。
- ②会議の記録とその保存に関する事。
- ③会員への報告、連絡、通知に関する事。
- ④活動報告の作成、保存、広報に関する事。
- ⑤緊急対策本部の運営、義援金、被災者支援活動に係る会計に関する事。

### (3) 情報収集を担う責任者（各ブロック災害対策委員）

- ①各支部会員の安否及び被災状況の把握に関する事。
- ②各支部会員の所属施設の被災状況及び支援ニーズの把握に関する事。
- ③緊急対策本部との情報共有に関する事。
- ④各支部間での連携に関する事。

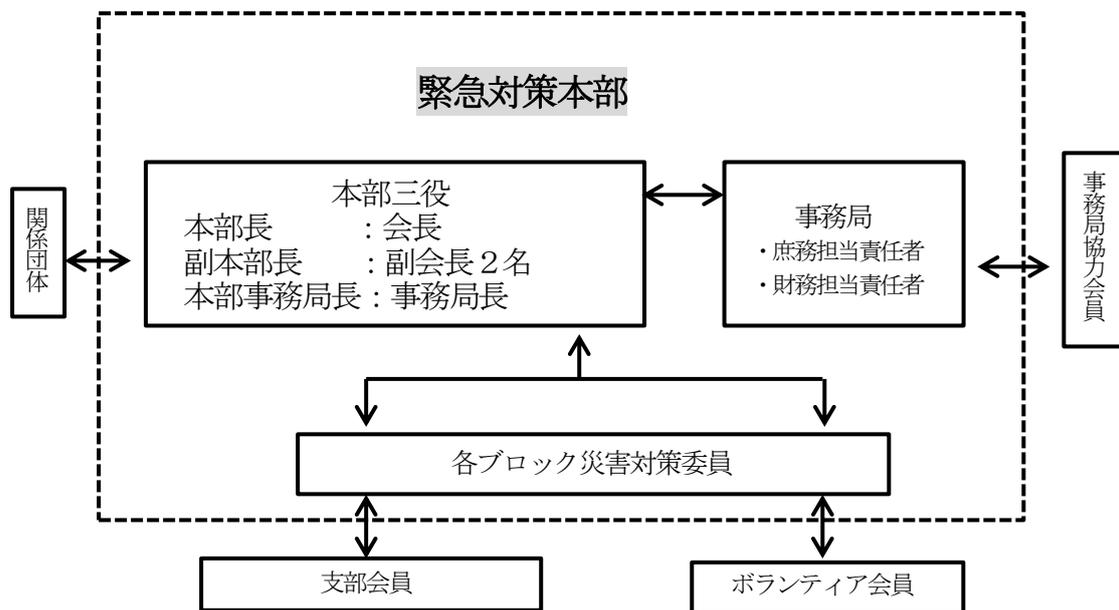
### (4) 支援活動の調整を担う責任者（各ブロック災害対策委員）

- ①被災地情報の把握と支援活動に従事するボランティア会員への情報提供に関する事。
- ②支援活動に従事するボランティア会員の把握及びスケジュール調整に関する事。
- ③支援活動に係る必要な物品の準備に関する事。
- ④支援活動に従事するボランティア会員へのオリエンテーションに関する事。

## 6. 指揮・連絡系統

- (1) 情報の一元化と迅速な意思決定を行う必要があることから、被災者支援活動の方針及び活動内容のすべてについて、本部三役の協議により本部長が決定し、指示する。
- (2) 関係団体（協会、都道府県士会、自治体、その他団体）との情報の共有及び連携方法について、本部三役の協議により本部長が決定する。
- (3) 事務局長は事務局を統括し、庶務及び財務責任者に必要な指示を行うとともに結果の報告を受ける。
- (4) 庶務及び財務担当責任者は事務局協力会員に必要な作業・手続きについて指示を行うとともに結果の報告を受ける。
- (5) 各ブロック災害対策委員は支部会員と連携し、支部会員の安否確認及び被災状況、被災した会員への支援ニーズ等について把握するとともに本部長に報告する。
- (6) 各ブロック災害対策委員は本部三役の指示により、被災者支援活動に係るボランティア会員のスケジュール調整及びオリエンテーション並びに必要な物品の準備を行う。
- (7) 各ブロック災害対策委員はボランティア会員の活動状況を把握し本部長に報告する。

〈緊急対策本部の組織体制図〉



## 7. 災害時の連絡方法

各ブロック災害対策委員より、メールやFAXにて会員の安否確認、および被災状況、支援ニーズなどを各会員へ伝える。なお、自宅会員については、メールや電話連絡にて連絡するものとする。

8. 対応施設一覧

【県北地区】

那須赤十字病院 熊倉万実子 [TEL:0287-23-1122](tel:0287-23-1122) FAX : 0287-23-3004

【県央地区】

芳賀赤十字病院 神尾昌孝 TEL:0285-82-2195 FAX : 0285-84-3332

【県南地区】

足利赤十字病院 金島 光 TEL:0284-21-0121 FAX : 0284-22-0225